

2024年5月22日  
生活協同組合コープさっぽろ

## 「公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法 に基づく勧告について」

本日、弊組合は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）の適用対象となる事業者様との取引に関して、同法第7条第2項の規定に基づき、勧告を受けました。

本勧告は、弊組合が、下請法の適用対象となる事業者様27社との取引において、当該事業者様から受け取った割戻金等の一部が同法第4条（親事業者の遵守事項）第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に抵触すると判断されたものであり、該当すると判断された割戻金等の総額は、2021年8月から2024年4月までの25,374,079円です。なお、弊組合は、既に、該当の事業者様に対し、下請代金の減額に該当すると判断された上記金額の全額を返金させていただいており、併せて当該事業者様から割戻金等を受け取る運用を廃止しております。

弊組合として、常日頃、ご協力、ご支援いただいている事業者様との取引において、本勧告を受けるに至った事態を大変重く受け止めております。下請法を始めとする法の遵守につきまして、改めて役職員一同再認識・再自覚するとともに、役員及び下請法の適用対象となる取引に関わる職員への教育、再発防止のためのシステム面での仕組みづくり、体制の整備、点検の強化など、取引の適正化に取り組んでまいります。

本件につきまして、深く反省いたしますと共に、お取引いただいている事業者様並びに組合員の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

### 【報道関係のお問合せ先】

生活協同組合コープさっぽろ 常務理事管理本部長 米内 徹

広報部 広報メディアグループ 小林恵莉 ・ 森ゆかり

〒063-8501 札幌市西区発寒11条5丁目10-1 TEL 050-1741-5516